

産業保健における多職種連携 －口腔保健の役割－

大山 篤

Interprofessional work in occupational health － The role of oral health －

Atsushi Ohyama

はじめに

最近ではさまざまな医療の分野で、多職種による連携が進んでいます。産業保健の分野でも、さまざまな職種の特性を尊重しながら、多職種で連携をすすめる重要性が見直され始めています。しかし、医療における多職種連携を扱っている書籍などを見ても、患者や住民などの医療サービスを受ける側までが多職種連携の輪に含まれている反面、歯科医師や歯科衛生士がその輪に含まれていない場面がしばしば見受けられます。多職種連携において、歯科医師や歯科衛生士とは連携する必要がないと考えられているのでしょうか。それとも、歯科医師や歯科衛生士と連携する状況が思い浮かばないのでしょうか。本稿では産業保健の多職種連携における、口腔保健の役割について考えてみたいと思います。

産業保健活動に口腔保健は不要なのか？

産業保健は主に労働安全衛生法によって規定されており、職域で労働者の健康管理、作業環境の

維持管理、衛生教育などが産業医や保健師を中心に実施されています^{1, 2)}。残念ながら、職域では一般の歯科健診や歯科保健指導などは任意での実施となっており、労働安全衛生法によって義務化されているのは、酸蝕症などの特殊健診に限定されています³⁻⁵⁾。その影響なのか、職域における保健活動に歯科に関連した内容が取り入れられる機会は、決して多いとは言えません。海外では、歯科疾患対策は公衆衛生の重要なテーマであると認識されている^{6, 7)}にもかかわらず！です。

また、現在の職域における保健活動は、メタボリックシンドローム、喫煙、メンタルヘルスなどへの対策が主流となっていますが、歯科医師や歯科衛生士がこれらの活動に他職種と協働して関与することは比較的少ない傾向にあります。ただし、いずれの保健活動においても歯科医師や歯科衛生士が補完できる部分があり⁸⁾、労働者によりよい保健サービスを提供するためには、歯科医師や歯科衛生士の関与を検討する余地があると言えます。

口腔保健の課題を解決するために

産業保健の場合、歯科が他職種から連携を求められる機会が少ないのは、労働安全衛生法の規定に端を発しているようにも思えます。しかし、それは労働者に対して歯科的なアプローチを何もしなくて良い理由にはなりません。歯科医師や歯科衛生士が関与することで、労働者への保健サービ

【著者連絡先】

〒141-8688 東京都品川区北品川5丁目9-12
㈱神戸製鋼所東京本社健康管理センター
大山 篤
TEL : 03-5739-6373 FAX : 03-5739-6999
E-mail : aoymemdv@tmd.ac.jp

スの質が向上するのであれば、歯科医師や歯科衛生士は連携に必要なスキルを身につけておき、労働者や他職種に必要な情報を提供すべきです。

たとえば近年、退職前後の年代の労働者は口腔保健上の問題を抱えがちであり、歯科健診を受けておくべきだったと後悔している人が多いと報告されています⁹⁾。これは産業保健で対策を講じるべき課題のひとつですが、産業医や保健師だけでなく、口腔保健の専門家である歯科医師や歯科衛生士も一緒になって対策を考えた方が良いことは容易に想像がつかます。

特に一億総活躍社会においては、今まで退職するはずの年齢であっても労働者として働くことが求められるため¹⁰⁾、今まで以上に産業保健における健康管理の守備範囲が広がるのが予測されます。厚生労働省でも新しい産業保健のシステムについて、現在、検討を行っているようです¹¹⁾。この会議の委員に口腔保健の専門家は含まれていませんが、職域における口腔保健上の課題がそのまま放置されることだけは避けるべきです。

これからの産業保健の発展に向けて

産業保健を効率的・効果的に進めるためには、産業医と保健師だけでなく、産業保健に関わるさまざまな職種の特長を活かした連携が必要です。従来の産業保健では、そのような連携を多職種で考える機会がほとんどありませんでした。

最近、日本産業衛生学会関東地方会では、多職種連携若手の会が活動を開始しました¹²⁾。産業医、保健師以外にも歯科医師、衛生工学衛生管理者、臨床心理士、管理栄養士、理工系技術者などが世話人となり、産業保健における新しい連携のあり方について検討を始めたところです。今年の1月には東京慈恵会医科大学において、第一回参加型研究会が開催される予定であり、「多職種連携に期待されること」をテーマした自由討論が実施されます。この研究会はテーマを決めて、今後も継続的に開催する予定です。

この多職種連携若手の会が、意識の高い人たちの理想で終わってしまうのか、それとも産業保健

の連携の枠組みを変えていくのかは、今後の活動にかかっています。歯科は現行の産業保健における多職種連携に含まれていないことも多く、労働者の歯科保健の推進のためにも、他職種への歯科保健関連の情報発信や、職種間で相互の情報を共有化することが望まれます。

文 献

- 1) 独立行政法人労働政策研究・研修機構：労働問題 Q&A 8. 安全衛生・労働災害 Q1 労働安全衛生法の基本的な仕組みを教えてください。
http://www.jil.go.jp/rodoqa/08_eisei/08-Q01.html
(2015年11月20日最終アクセス)
- 2) 厚生労働省：労働安全衛生法の改正について。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/
(2015年11月20日最終アクセス)
- 3) 厚生労働省：労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しましょう。
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyou/0000103900.pdf>
(2015年11月20日最終アクセス)
- 4) 奈良県歯科医師会：歯牙酸蝕症検診。
http://www.nashikai.or.jp/hm/itumo_e.html
(2015年11月20日最終アクセス)
- 5) 一般財団法人 日本予防医学協会：歯科医師による健康診断。
https://www.jpml1960.org/shien/sangyohokenyakudatsu_201106_1.html
(2015年11月20日最終アクセス)
- 6) Daly B, Batchelor P, Treasure ET, Watt RG : Essential Dental Public Health. 2nd edition, Oxford, Oxford University Press, 3-13, 2013.
- 7) 相田 潤：口腔保健と歯科疾患の重要性を明確化する。ヘルスサイエンス・ヘルスケア 2013；13：86-87。
http://www.fihs.org/volume13_2/letter1.pdf
(2015年11月20日最終アクセス)
- 8) 安藤雄一：平成26年度厚生労働科学研究委託費（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業）総括研究報告書「生活習慣病の発症予防に資するための歯科関連プログラムの開発とその基盤整備に関する研究」。生活習慣病の発症予防に資するための歯科関連プログラムの開発とその基盤整備に関する研究（H26－循環器等実用化－一般－022）
<http://www.niph.go.jp/soshiki/koku/oralhealth/kks/main/document/report1.pdf>

- (2015年11月20日最終アクセス)
- 9) PRESIDENT Online : 「リタイア前にやるべきだった……」後悔トップ20 **【2】** 健康.
<http://president.jp/articles/-/12332>
(2015年11月20日最終アクセス)
- 10) 首相官邸：一億総活躍社会の実現.
<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/>
(2015年11月20日最終アクセス)
- 11) 厚生労働省：産業医制度の在り方に関する検討会.
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-roudou.html?tid=299441>
(2015年11月20日最終アクセス)
- 12) 日本産業衛生学会関東地方会 多職種連携若手の会.
<https://sites.google.com/site/ohrenkeiwakatenokai/>
(2015年11月20日最終アクセス)